



2011年7月19日 第2011-21号

【発行】 J A M

【発行責任者】 斉藤 常

【編集】 政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

8月1日から変わります

5年ぶりに雇用保険・賃金日額UP!

雇用保険の基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の上限額・下限額が8月1日より変更されます。2007年以降は毎年低下していましたが、5年ぶりに賃金日額の上限額・下限額が引き上げられました。これにともない、雇用調整助成金の基準賃金額の上限額、育児休業給付金・介護休業給付金の賃金日額の上限額、高年齢雇用継続給付に係る上限額も以下のとおり変更になります。

【賃金日額・基本手当日額の上限額】

年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	7月31日まで	8月1日から	7月31日まで	8月1日から
~29歳	12,290	12,910	6,145	6,445
30~44歳	13,650	14,340	6,825	7,170
45~59歳	15,010	15,780	7,505	7,890
60~64歳	14,540	15,060	6,543	6,777

【賃金日額・基本手当日額の下限額】

年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	7月31日まで	8月1日から	7月31日まで	8月1日から
全年齢共通	2,000	2,330	1,600	1,864

【雇用調整助成金・基準賃金額】

7月31日まで(円)	8月1日から(円)
7,505	7,890円

【育児休業給付金・介護休業給付金の賃金日額の上限額】

7月31日まで(円)	8月1日から(円)
13,650	14,340円

【高年齢雇用継続給付】

項目	7月31日まで(円)	8月1日から(円)
支給限度額	327,486	344,209
60歳到達時賃金月額の上限額	436,200	451,800